

国際ワークショップ～電話リレーサービスの報告～

平成25年11月23日(土)・24日(日) 東京秋葉原UDXで開催された「情報アクセシビリティフォーラム」に参加してきました。

このフォーラムは一般財団法人全日本ろうあ連盟が開催するもので、障害者権利条約でも重要な「アクセシビリティ」の理念(ここでは情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度聴覚障害者に利用可能であるかを表す)と、現在の聴覚障害者を取り巻く情報アクセシビリティの動向を市民に広げるため、様々な機器やサービスの展示、および映画や映像メディアに関する講義、各種ワークショップがありました。

23日(土)の国際ワークショップで

音をつかむ 未来をつかむ

情報アクセシビリティ

滋賀県立
聴覚障害者センター
だより

— 72号 —

発行日/平成26年1月10日
発行所/草津市大路2丁目11-33
TEL 077-561-6111
077-561-6133
HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

は、「電話リレーサービスの普及と定着」について、アメリカやイギリス、タイ、韓国などから電話リレーサービスの状況について、普及に至る経過や課題など実情報告がありました。

当センターにおいても、9月より、日本財団からの委託で試験サービスを行っていますが、日々サービスの必要性が高まってきていると感じており、今後国内における本格的なサービスの確立を目指していく上で非常に有意義なものでした。

また、当センターとしても全国聴覚障害者情報提供施設協議会として展示ブースの協力を行い、CS障害者放送統一機構とともに、全聴情協として制作協力を行っている「目で聴くテレビ」や全国の施設が制作した映像作品など展示の協力を行いました。

参加者の様子を見てみると、まだまだ全国に聴覚障害者情報提供施設があることを知らない人が多く、各施設から準備した紹介パンフなどは、アツという間に無くなりました。

また、若い方の参加も多く見られ、情報アクセシビリティに関する関心があることを感じるとともに、ニーズはあるが、まだまだ普及が遅れている電話リレーサービスなど、みんなで考えていかなければならないと感じました。

障害者差別解消法って何?

「日本障害者フォーラム(JDF)」が法律を分かり易く解説した冊子を発行しました!

今年の6月19日、障害者や関係者の努力と願いが実り「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が成立しました。

欧米諸国や韓国など多くの国では、すでに障害者の日常生活・社会生活を送る上で、法の平等を保障する法律「差別を禁止する法律」ができています。

日本では、障害者の社会参加は進んできましたが、まだまだたくさんさんの障壁やバリアがあり、障害のある人もない人も、共に住みやすい社会をつくるためには、障害に基づく差別を禁止して、平等な機会や待遇を保障する法律の制定が待たれていました。

障害者差別解消法は、ガイドライン(基本指針)や広報、啓発などの準備をして、2016年(平成28年)から施行されます。

この法律を広く関係者に知らせるため、全日本ろうあ連盟などが参加している団体(日本障害者フォーラム)が冊子を作成しました。

冊子は、ホームページからダウンロードできます。
是非、あなたも手に入れて学習してみてもいい!



盲ろう者のニーズに応えるために

「通訳・介助者養成講座の様子」

9月27日に13名の受講生でスタートした盲ろう者通訳・介助者養成講座。「盲ろう者とは?」「取り巻く制度は?」といった概論や、コミュニケーション方法についての知識、実技の学習を重ねてきました。12月からは、現場を知るための観察実習を行っています。

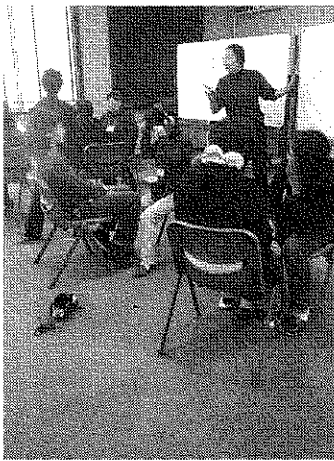
盲ろう者と一言で言っても、「全く見えない・全く聞こえない」「全く見えない・少し聞こえる」「少し見える・全く聞こえない」「少し見える・少し聞こえる」と、見え方・聞こえ方は様々です。また、見えなくなる・聞こえなくなる過程も個人差があります。生まれつきか、中途かによって、何をコミュニケーション手段にするかが異なります。そのため、その人のニーズが何であるのかを把握したうえでの通訳介助が必要になります。

先日のある講座では、「コーヒー」をどう伝えるか受講生が四苦八苦。手話で伝える、手のひらにカタカナで書くなど工夫をした受講生でしたが…。ポイントになるのは、目の前の盲ろう者がいつ・どうやって「コーヒー」に出会ったかであると講師。手話で覚えている盲ろう者もいれば、カタカナで

はなく漢字、あるいはひらがなで覚えている盲ろう者もいるかもしれませんが。伝え方の工夫と、また、伝わったかどうかを表情を見ながら確認することの大切さを学ぶ機会となったようです。

滋賀県内の盲ろう者は、手話を用いてのコミュニケーションをとる方がほとんどです。一方で、盲ろう者の実態の把握は困難で、文字や音声を用いる盲ろう者がいないとは言いがたいです。様々な盲ろう者のニーズに応えるためには、想像力・応用力が必要となります。

登録通訳・介助者の人数はまだ十分とは言えません。今年度の受講生が、無事に修了し来年度活躍してくださるよう、残り2か月の講座をしっかりと務めたいと思います。



名前を指文字で表現

～相談員の

ネットワークづくりにむけて～

障害者福祉制度では、年々地域での相談支援事業の重要性が言われており、市町村を中心に相談支援事業が実施され、担当する職員に対しては研修等が実施されています。しかし、聴覚障害者にとっては相談員とのコミュニケーションが困難であることや聴覚障害者の暮らしの困りごとが理解されにくいことから相談しにくいとの声があり、聴覚障害者に対しては聴覚障害者に対応できる相談員の設置が求められています。現状では、

都道府県に設置されている聴覚障害者情報提供施設の生活相談担当や市町村単費で設置されているろうあ相談員、聴覚障害者関係法人が運営している生活支援センター相談員などが各地域で奮闘しています。

今から2年前の11月に開催された全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会で、全国の聴覚障害者支援に関わる相談員の自主交流会を開催しました。日頃相談業務を担う担当者間の情報交換や困りごと、制度上の課題などを出し合いました。このこ

とをきっかけに、昨年度の「近畿ブロック聴覚障害者支援従事者交流会」の開催に向けて近畿各府県の情報提供施設等の相談員が準備に着手しました。

この交流会には、近畿各地から日常業務として聴覚障害者などに対して相談業務を担当する33名が集まり、聴覚障害者に対する相談支援事業の必要性を抱えている課題などについて共に考える有意義な機会になりました。その中で、聴覚障害者へ専門的に相談業務を担当している職員が少なく、日頃の業務に追われ、またケースの対応方法など一人で奮闘している状況が明らかになりました。このような機会を今後も継続的に設けることで相互の連携や資質の向上につながることを再確認し、連絡会を発足することができました。連絡会の目的は、①相談員自身による知識の向上と資質向上②仲間作りとネットワーク作り③行政等関係団体とのネットワーク構築とそのため組織強化などの情報交換を行う。

今年2年目で、10月の研修会開催と来年2月の事例検討会を通して近畿各府県とのネットワークづくりを図り、推進していきたいと思えます。相談員の抱えている課題は、聴覚障害者に対する社会資源が乏しいことにも関係しています。この課題を運動団体とも共有し運動課題とし、よりよい社会づくりを進めていく必要があります。

手話通訳者をめざして 手話通訳者全国統一試験開催される

平成25年度手話通訳者全国統一試験が12月7日(土)に、滋賀県立聴覚障害者センターで行われました。申込みは23名、うち1名欠席でした。ここ数年は、受験者のほとんどが手話通訳者養成講座の修了生です。今年度も22名が講座修了生でした。

開場は午前9時ですが、その1時間前から到着して外で待っている受験生もいました。集まってきた受験生たちは笑顔で挨拶を交わしながらも緊張感を漂わせており、それぞれの意気込みが伝わってきました。当日は心配していたJR運行の乱れもなく、また天候も良く、試験は定時に始まりました。

試験は午前中に筆記テスト(手話通訳に必要な基礎知識・国語)があり、午後は実技試験(手話の読み取り要約・場面通訳)がありました。

試験がすべて終わって帰っていく受験生たちは「全力を出しきった」という顔をしている人、「失敗しちゃいました」と呟きながら帰っていく人。その様子はさまざまですが、3月の結果発表までは、きつとドキドキしながらの毎日でしょう。

手話通訳養成講座は1年2か月とい

う長い期間を通して学びます。この長い期間を学び続けるためには、本人の努力も必要ですが家族や職場の理解、協力も不可欠です。この統一試験はこうした努力の集大成なのです。

平成26年度に始まる通訳者養成講座からは新しいカリキュラムとなり、現

要約筆記者の

全国統一資格に向けて

平成18年、コミュニケーション支援事業が開始され、派遣事業を担う要約筆記に求められる技量は変わってきました。それまでの要約筆記の派遣現場は、難聴者協会の例会、組織運営のための理事会において、または講演会や大会で、会場全体に投影する要約筆記を行うことが中心でした。特定の人へのコミュニケーション支援では、ありませんでした。

コミュニケーション支援事業がスタートし、明確な利用目的をもって、個人が利用する派遣現場では、利用者

の個別の対応や無理解のために起こるトラブルも起こります。利用者

への個別の対応や無理解のために起こるトラブルも起こります。利用者



への個別の対応や無理解のために起こるトラブルも起こります。利用者

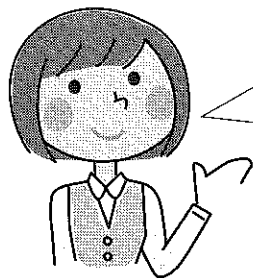
への個別の対応や無理解のために起こるトラブルも起こります。利用者

への個別の対応や無理解のために起こるトラブルも起こります。利用者

平成23年3月末には、厚生労働省より、統一的要約筆記者養成カリキュラムの発表があり、要約筆記者として登録する者は、登録試験(認定試験)に合格しなければならぬということになりました。そして2年前より、事業所単位での受験ができる、特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会による全国要約筆記統一試験が実施されるようになりました。

他府県への派遣、県外からの派遣利用も考えられます。そのような場合に全国どこでも同レベルの要約筆記者が利用できることが、中途失聴者・難聴者への大きな福祉の向上につながります。また、要約筆記者自身が他府県に転入・転出した場合にも、全国統一レベルを示すことができる資格の必要性を考えるようになりました。

当事者団体、要約筆記支援団体で組織する要約筆記認定事業委員会でも協議をいただき、今年度から滋賀県も独自の認定試験をやめ、全国要約筆記統一試験を行っていくことになりました。初めての全国要約筆記統一試験を受験予定者は、手書きコース修了者9名の方々です。試験は平成26年2月23日(日)に実施予定です。



福岡県で開催



聴覚障害者向け ソフト制作担当研修会

去る11月13日～15日福岡県の聴覚障害者センターも入っているクローバープラザにおいてNPO法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催の平成25年度聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会が開催されました。

研修会では(独)情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所企画室葦苳氏による文字と音声認識によるコミュニケーションツールについて講じて頂きました。

音声情報を文字に変えていく技術が向上しているという現状や音を文字に変える難しさの課題点の実績報告、聴覚障害者のコミュニケーションの一助でできるように開発されたアプリの紹介もありました。その後、熊本で活動されている字幕サークル「おあずび」の活動報告もあり、ハード面とソフト面の必要性を改めて感じられました。

2日目は基礎コースと応用コースに分かれてのワークショップがあり、自主制作での課題点や技術

面の話し合い、映像に関する業務状況の報告を行いました。

聴覚障害者情報提供施設ではビデオライブラリーを通して映像で情報提供をすることに意義がありましたが、近年では、大会における映像を使った情報保障、映像を使つての通信(テレビ電話など)の支援など映像による聴覚障害者のアクセシビリティの幅が広がっています。そのニーズに応えられる環境や技術が求められてきています。聴覚障害者への情報提供の在り方について考えさせられる研修会でした。



タツノオトシゴ

少子高齢化で、親が存命し、「子ども」である時間が長くなってきた。

親子共存年数は約60年に人生の3分の2以上を子どもとして過ごす時代になった。博報堂生活総合研究所はそれを「総子化」と呼び、社会の変化を予測した。

その一つが、核家族から「一族発想」への変化だという。家族は分散から集結に向かい、一族での支え合い、世代間の継承の動きが高まると読む。

老老介護はごく当たり前の時代に入り、高齢の親と中高年の子どもとの生活をよく目にするようになった。生活や老後に不安を感じる今、結局一番大事なものは、家族、一族の絆だと言われる。

子どもの頃、節目には必ず多くの親族が集まり、叔父、叔母、いとこ達とも自然につながりができていった。母は時にその付き合いがわずらしいとこぼしていたが、父亡きあとも、その関係は続いている。

人とのつながりは、思いだけでは伝わらない。私は親族のみならず縁する人に、どこまでも積極的なおせっかいを続けたいと思っている。どうもこの性格は娘たちにも継承されているようだ。

新年は、人が集まるチャンス。まずは、元気に顔を合わせられたことに感謝して、この時間を大切にしていきたい。(S)